

入院患者の面会に関する規程

1. 目的

本規程は、入院中の患者に対する家族等の面会について、療養環境の確保と感染対策および安全管理の観点から、職員の管理のもと実施し、適切な面会の運用を定めることを目的とする。

2. 基本指針

① 患者の療養環境の確保

- (1) 面会は患者の安静・治療の妨げにならない範囲で実施する。
- (2) 終末期・重篤患者などは、主治医の判断により柔軟に対応する。

② 感染対策の徹底

- (1) 手指衛生・マスク着用など基本的感染対策を徹底。
- (2) 発熱・風邪症状等のある者は面会不可。
- (3) 感染症の発生状況に応じて、院長の判断により面会の中止や制限をする場合がある。

③ 安全管理の確保

- (1) 面会者は受付で受付用紙を記入し、面会者と識別できるように、面会用ファイルを携行して面会する。
- (2) 面会時間外の出入りは原則禁止とし、必要時は職員または警備員の管理下で対応する。
- (3) 患者の療養や診療・看護の妨げとなるような迷惑行為を禁止する。

3. 面会時間・人数

- ① 面会受付時間：15時～18時15分 ※土日・祝日も同じ。
- ② 面会時間：15分を目安とする。
- ③ 面会人数：患者1名につき1日最大3名まで（中学生以上に限る）
※病状の関係上、主治医から特別な面会許可が下りている場合は別途対応。

4. 面会者の範囲

- ① 原則として家族またはこれに準ずる者。
- ② 患者の病状、家庭事情を考慮して、医師・看護師が判断する。

5. 周知方法

本規程は、入院時の説明、院内掲示、病院ホームページへの掲載によって患者、家族等の面会者に周知を行う。

公立置賜長井病院 院長